

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

多重債務者が増加し、経済生活問題による自殺者や自己破産者が数多く生じるなど深刻な多重債務問題を解決するため、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止などを内容とする貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が平成18年12月に成立し、既に一部が施行され、来年6月までにはすべて施行される予定である。

このいわゆる改正貸金業法の成立後、政府が設置した多重債務者対策本部において多重債務問題改善プログラムを策定し、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、着実にその成果を上げつつある。

一方、資金調達が制限された中小企業の倒産が増加していることなどを強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があるが、いわゆるバブル崩壊後の経済危機の際には、緩やかな規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばした結果、自殺者や自己破産者が急増するなど多重債務問題が深刻化したことから、こうした論調に基づく施策は同様の事態を招きかねず、許されるべきではない。

よって、国におかれでは、地方消費者行政の充実及び多重債務問題の解決が喫緊の課題であることを踏まえ、次の施策を実施されるよう強く要望するものである。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人事費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付を更に充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
金融担当大臣
消費者及び食品安全担当大臣
警察庁長官

あて

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅への定期借家契約導入に関する意見書

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、平成21年4月、機構が管理する賃貸住宅における定期借家契約の幅広い導入に取り組むことを発表した。具体的には、平成21年度に全国で32団地約3万戸（川崎市内では1団地240戸）を試行的に選定し、定期借家契約による空家入居者募集を開始するとしており、団地再生事業等を予定する団地への導入と合わせて、年度内に全賃貸住宅の管理戸数の約2割に拡大するとしている。

これは、平成21年3月31日に閣議決定した「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」に従って機構が実施するもので、規制改革会議の答申によれば、定期借家契約は期間満了時の家賃改定、退去の要請などに柔軟に対応が可能であり、機構の整理合理化に資する契約形態であるとされている。

一方、機構が管理する賃貸住宅については、「独立行政法人都市再生機構法」制定時の衆議院国土交通委員会における採決に際し「居住者の居住の安定を図ることを政策目標として明確に定め、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通と連携の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること」などの附帯決議がなされている。

しかしながら、契約の更新がなく期間の満了により終了する定期借家契約の導入は、居住者の居住の安定を奪うことになる。さらには、入居時期により契約形態を異にする居住者の混住が、地域コミュニティの形成を困難にすることが予想される。

よって、国及び機構におかれでは、機構が管理する賃貸住宅への定期借家契約導入を行わないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

国土交通大臣

独立行政法人都市再生機構理事長

平成22年度予算の早期編成を求める意見書

政府は新政権発足に伴い、従来の予算編成・税制改正作業を大胆に見直し、予算編成の組換えを明言している。

特に、行政刷新会議による「事業仕分け」では、これまで国が行っていた事業の多くを地方に移管する方針を示し、地方交付税についても「抜本的見直し」との方針を示した。同会議の結論のとおり、平成22年度予算が編成されるのであれば、来年度の地方自治体の予算編成にも大きな影響を与えることとなる。

しかしながら、行政刷新会議の持つ予算編成に対する権限は法的にも明確ではなく、事業仕分けの内容が来年度予算にどのように反映されるのかについても、まったく不透明である。また、閣僚からも仕分け作業に対する異論も出ている。

地方自治体は、新政権の予算編成を受け、年明けより速やかに平成22年度予算編成作業に着手し、国民生活・地域経済の安定のためにも適切な執行をしなければならない。しかし、現状では、子ども手当の財源に事業者や地方自治体の負担を盛り込むことや、暫定税率の廃止によって地方自治体への税源移譲が損なわれることなどが懸念される上、平成22年度予算編成に対する基本的な考え方すら明確ではなく、地方自治体では来年度予算編成に向けて不安や戸惑いが広がっている。

よって、国におかれでは、地方自治体が速やかに予算編成作業に着手するためにも、平成22年度予算を早期に着実に編成されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国家戦略担当大臣 あて
総務大臣
財務大臣
行政刷新担当大臣

幼稚園就園奨励費補助の補助単価の見直し等に関する意見書

幼稚園に幼児を通園させている保護者の年齢は相対的に若いことから、その経済的負担は相当過重となっている。そのため、国は、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減することなどを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して補助を行い、幼稚園への就園機会の確保を図っている。

一方で、今般の平成22年度予算の概算要求に当たり、この制度については、子ども手当の創設を踏まえ、低所得者への給付の重点化及び保育所の保護者負担との均衡を図る観点から、補助単価の在り方を抜本的に見直すこととされた。

この結果、生活保護世帯を含む年収360万円以下の世帯に対する補助単価は大幅に増額とされたものの、年収が360万円を超える680万円以下である世帯に対する補助単価は一部を除き減額とされ、特に第1子にあっては、62,200円から25,000円へと半額以下に減額となることが強く懸念されている。

世帯の内訳について本市の場合を見てみると、生活保護世帯を含む年収360万円以下の世帯の補助対象児童数が国の補助対象児童数全体の16%に過ぎないのに対し、年収が360万円を超える680万円以下である世帯の補助対象児童数が84%と大多数を占めており、景気が低迷する中でこれだけ多くの保護者に対する補助を減額し、今以上の負担を求めるることは、市民生活に大きな影響を与えることとなる。

また、本市では、年収が680万円を超えて国の「就園奨励事業」の補助対象外となっている世帯にも市単独で補助を行っているが、この補助対象となる児童数が全幼稚園児童数の48%を占めており、ここにも国が補助対象を拡大することが求められる。

よって、国におかれでは、幼稚園就園奨励費補助の補助単価の見直しに当たり補助単価の減額を行わないとともに、新たに補助対象を拡大し、保護者負担の軽減が図られるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

住民税の扶養控除等の存続を求める意見書

政府は、平成22年度税制改正の中で「住民税の扶養控除・配偶者控除の廃止」を検討している。しかしながら、国民健康保険料の算出方式について、川崎市を始め、横浜市、名古屋市、東京23区などの多くの自治体では、住民税に料率を掛けた「住民税方式」を採用している。このため、扶養控除等が廃止されると住民税が増税となる上、国民健康保険料の算出においてもこれまでと同じ料率を住民税に掛けるとすると保険料の増額につながることとなる。仮に川崎市で試算すると、年収400万円の世帯では、扶養親族が配偶者のみの場合は住民税で約36,000円の増、国民健康保険料で約53,000円の増となり、同じく扶養親族が配偶者と子1人の場合は住民税で約71,000円、国民健康保険料で約107,000円の増になるとされている。

このまま税制が改正されれば、国民にとって重税による不満が増すばかりか、国民健康保険料の増額も重なり、国民生活に重大な支障が出ることが予想される。

よって、国におかれでは、従来どおり住民税の扶養控除等を存続させるとともに、国民健康保険料負担の急増を防ぐ措置を講じられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国家戦略担当大臣 あて

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

行政刷新担当大臣

意見書案第16号

認可保育所の面積の最低基準に関する規制緩和の見直しを求める意見書案
の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成21年12月11日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 大島 明

" 岩崎善幸

" 竹間幸一

" 佐々木由美子

" 猪股美恵

認可保育所の面積の最低基準に関する規制緩和の見直しを求める意見書

厚生労働省は、全国一律で国が定めている認可保育所の面積の最低基準について、待機児童の多い都市部の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、地方自治体の条例で定めることができるよう見直す方針を打ち出した。

現行の最低基準は、昭和23年に児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準で定められたままで、児童1人当たりの面積の基準は、諸外国と比べても低い状況にあり、今年3月に発表された厚生労働省の委託研究報告書でも「現在の面積基準を更に切り下げるこや、切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育を更に困難とするものであることから、少なくとも、現行の最低基準以上のものとなるよう取組を進めることが重要である」としている。さらに、児童福祉施設最低基準は、厚生労働大臣に当該基準を常に向上させるとの努力義務を課しており、この義務をどう果たすのかということこそが、今問われている。

最低基準の緩和は、子どもが健やかに成長・発達する環境を守る国の責任を放棄するものであり、一部の地域とはいえ、最低基準を緩和し、これを下回る水準を容認することは、子どもたちが今以上に狭い環境で生活することとなって、子どもの成長・発達にとって見過ごせない事態が予想される。保護者は、我が子の健全な成長を願っており、認可保育所の入所を切望している待機児童の保護者も、劣悪な施設への入所は望んでいない。

待機児童解消のために今必要なのは、認可保育所の緊急増設である。

よって、国におかれでは、認可保育所の面積の最低基準について、地方自治体に基準を定める権限を移譲して面積基準を緩和させる方針を見直すとともに、地方自治体が保育の実施責任を果たして早急に待機児童の解消を図ることができるようするために特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第17号

高速道路原則無料化の見直しを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成21年12月11日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 大島 明

〃 岩崎善幸

〃 竹間幸一

〃 猪股美恵

高速道路原則無料化の見直しを求める意見書

政府は、高速道路原則無料化の方針を打ち出し、国土交通省では段階的な無料化に向けた社会実験経費 6,000 億円を、平成 22 年度予算概算要求の中に盛り込んだ。

しかしながら、この方針に対し、鉄道、フェリー、バス業界などからは、「客離れが進む」との懸念が示されている。また、これらの業界にとっては、無料化による影響で経営が危うくなる恐れがある。特に、地域の公共交通を支えるバス業界にとっては、地域のバス交通網縮小につながる可能性が高く、その結果、自家用車を利用できない多くの「交通弱者」を生み出すこととなる。

政府が目指す高速道路原則無料化による経済活性化についても、高速道路利用で地方の買い物客が都市部に流入し、結果的に地域間格差の拡大を助長しかねず、地域経済の活性化にはつながらない。また、原則無料化の結果、地域にとって必要な道路整備事業や 30 兆円にも上る負債の返還や道路維持費などの予算確保が困難となる。

さらに、高速道路原則無料化は、二酸化炭素排出量の増加につながり、政府の温室効果ガス排出削減方針とも大きく矛盾し、旧道路公団の債務返済についても国民負担が増大することとなる。また、国民の 6 割以上が高速道路の原則無料化に反対しているとの報道各社の調査もある。

よって、国におかれでは、各方面における多大なる影響の状況を認識し、高速道路原則無料化の方針を見直されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

国家戦略担当大臣

総務大臣

国土交通大臣

意見書案第18号

生活保護世帯に対する高等学校等就学費の継続等と就学援助制度の高校生への対象拡大を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成21年12月11日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 飯塚正良

〃 竹間幸一

〃 猪股美恵

生活保護世帯に対する高等学校等就学費の継続等と就学援助制度の高校生への対象拡大を求める意見書

平成17年度に創設された高等学校等就学費は、高校生等のいる生活保護世帯に、学用品費、授業料、入学準備金、入学金などを支援する制度であり、また、本年7月に創設された学習支援費は、家庭内学習に必要な図書購入費や課外のクラブ活動に要する費用に充てるための制度である。

これらの制度は、当面存続が決まったものの、今年4月に廃止された生活保護制度の母子加算が新政権の下で復活するに当たり財務省がその条件として廃止を求める動きがあり、また、母子加算の復活に関する予算措置は4箇月分だけで、来年度予算の概算要求では金額が示されない「事項要求」とされ、関連するこれらの制度も含め来年度以降の継続に不安が残っている。

一方で、今日では高等学校等進学率が約98%になるにもかかわらず、義務教育でないことから、高校生は学校教育法に基づく就学援助制度の対象にされていない。

新政権は、高等学校授業料の実質無償化を目指しているが、高等学校では授業料以外の学習費用の方が多いのが実情であり、仮に授業料が無償になった場合でも、過去の文部科学省の調査結果から推計すると、制服や修学旅行のほかに塾等に要する費用を含め公立で年間平均約41万円もの負担がかかることになる。

よって、国におかれでは、高等学校の入学や卒業を希望するすべての子どもが経済的理由により断念することがないよう、生活保護世帯に対する母子加算はもとより高等学校等就学費・学習支援費について来年度以降も存続・拡充を図るとともに、就学援助制度の対象を高校生に拡大することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

意見書案第19号

悉皆調査による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成21年12月11日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者	川崎市議会議員	大島明
〃	尾作均	尾作均
〃	林浩美	林浩美
〃	坂本茂	坂本茂
〃	矢沢孝哉	矢沢孝哉
〃	木茂哉	木茂哉
〃	浅野文直	浅野文直
〃	石田博一	石田博一
〃	廣田健一	廣田健一
〃	松原文子	松原文子
〃	吉澤章史	吉澤章史
〃	山西村一	山西村一
〃	西村利勝	西村利勝
〃	清水勝	清水勝
〃	橋本勝	橋本勝
〃	青木功雄	青木功雄

悉皆調査による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書

今般、文部科学省は、「全国学力・学習状況調査」について、来年度より悉皆調査から抽出調査に変更する方針を示し、来年度予算概算要求も、それを踏まえた形に減額された。さらには、政府の行政刷新会議が「全国学力・学習状況調査」を「事業仕分け」の対象としたために調査規模が更に縮小される可能性があり、都道府県や自治体間の学力比較ができなくなることで地域間格差を是正するための教育及び教育施策の改善が図れなくなるおそれさえ生じている。

来年は、3年前に小学6年生だった児童が中学3年生となり「全国学力・学習状況調査」に参加するが、3年間の学習の成果を定点観測により検証できる初めての機会であるにもかかわらず、あえて抽出方式に切り替えるだけの理由はない。何よりも、相対的な学力を知ることができるためには「全国学力・学習状況調査」への参加を希望する保護者もいる。

抽出調査の対象外であっても、学校の設置者が希望すれば利用できる方式も併用するとのことであるが、多大な費用、事務処理負担等が発生し、抽出調査の対象となった者と比べて、著しい不公平を生じる。悉皆調査であるからこそ、子ども一人ひとりの課題が把握でき、高度な分析・検証に関する調査研究も可能となる。

よって、国におかれでは、世界最高水準の義務教育を実現するために、小学校6年生・中学校3年生の全児童生徒を対象とする「全国学力・学習状況調査」を継続して実施するとともに、その調査結果を最大限活用するなど、更なる充実を図られるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

国家戦略担当大臣

総務大臣

文部科学大臣